

年分 収支計算書（農業所得用）

自分で所得金額を計算してみましょう。

上部の申告年の記載がない場合は、申告受付年月日の前年分の申告として取り扱います。
 (例) 令和6年3月5日申告受付の場合、令和5年分の申告として取り扱います。

年 月 日提出

(自 月 日 至 月 日)

科 目		金 額 (円)				科 目		金 額 (円)						
収入金額	販売金額	①					経 費	修繕費	①					
	家事消費 事業消費	②						動力光熱費	②					
	雑収入	③						作業用衣料費	③					
	小計 (①+②+③)	④						農業共済掛金	④					
	農産物の 棚卸高	期首	⑤						荷造運賃手数料	⑤				
		期末	⑥						土地改良費	⑥				
	計 (④-⑤+⑥)	⑦						各種負担金	⑦					
経 費	雇人費	⑧						雑費	⑧					
	小作料・賃借料	⑨						農産物 以外の 棚卸高	期首	⑨				
	減価償却費	⑩						期末	⑩					
	貸倒金	⑪						経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用	⑪					
	利子割引料	⑫						小計 (⑨~⑫までの計-⑩-⑪)	⑫					
	そ の 他 の 経 費	租税公課	⑬						経費計 (⑧~⑫までの計+⑬)	⑬				
		種苗費	⑭					専従者控除前の所得金額 (⑦-⑬)	⑭					
		素畜費	⑮					専従者控除	⑮					
		肥料費	⑯					所得金額 (⑭-⑮)	⑯					
		飼料費	⑰					⑰のうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額						
農具費	⑱													
農薬衛生費	⑲													
諸材料費	⑳													

住所			
氏名			
世帯 主名	自 宅 電話番号	-	
業 種	農園名		

[事業所得、不動産所得、山林所得を有する方が確定申告書を提出する場合には「収支計算書」を添付するように定められています。]

○雇人費（作業委託料を含む）の内訳（合計額を左の⑧欄へ）※給与支払報告書も提出して下さい。

住所・氏名又は作業名	日数 延日	現 金	合 計	源泉徴収額
		現 物		
		円	円	円
その他（ 人分）				
計			⑧	

○小作料・賃借料の内訳（合計額を左の⑨欄へ）

支払先の住所・氏名	小作料、賃 借料等の別	面積・数量	支払額
		a kg	円
計			⑨

○動力光熱費内訳（合計額を②を左の②欄へ）

種 目	支払額 × 事業割合 (%) = 経費算入額
電気料	円 × % = 円
水道料	円 × % = 円
灯油代	円 × % = 円
軽油代	円 × % = 円
ガソリン代	円 × % = 円
合 計	② 円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年 齢)	続 柄	従事 月数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
(歳)		
延～従事月数		

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 飼育 頭羽数	販売金額	家事消費 事業消費 金額	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等	作付面積 飼育 頭羽数	販売金額	家事消費 事業消費 金額	雑 収 入 の 内 訳	区 分	金 額
				期 首		期 末								
				数 量	金 額	数 量	金 額							
田	a	円	円	kg	円	kg	円					米 精 算 金	円	
												農 作 業 受 託 金		
												共 済 受 取 金		
												水 稻 共 済 無 事 戻 し 金		
												中 山 間 地 域 等 交 付 金		
④ 小 計												合 計	③	

○減価償却費の計算 (合計欄の⑩を前頁の⑩欄へ)

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率	④ 前年中 の償却 期間	⑤ 前年分の 普通償却費 (②×③×④)	⑥ 特 別 償却費	⑦ 前年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業 専用 割合	⑨ 前年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘 要
		年 月	円	円		年		月	円	円	円	%	円	円	
		.						12							
		.						月							
		.						12							
		.						月							
		.						12							
		.						月							
		.						12							
計													⑩		

○果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等 の名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前年からの繰越額	育成費用の明細					④ 本年中に成熟 したものの 取得価額	⑤ 翌年への 繰越額 (③+④-⑥)	⑦、⑧、⑨の 欄の金額の 計算方法	◎本年における特殊事情
			② 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	③ 本年中の 肥料、農薬等 の投下費用	④ 小 計 (②+③)	⑤ 育成中の果樹 等から生じた 収入金額	⑥ 本年中に取得 価額に算入す る金額(④-⑤)				
			円	円	円	円	円	円			
計					⑦						

収支計算書の書きかた

収入金額（裏面内訳の金額）

科目	具体例
販売金額	掛売や時貸などのように、まだ実際に代金を受け取っていないものでも、本年中に売り上げたものは全て本年分の売上金額になります。 ※現金売上分（庭先販売等）も含まれます。
家事消費 事業消費	米や野菜を家事のために消費したり、親族等へ贈与した分などは原則としてその米や野菜等の通常の販売価額により記入します。また、米や野菜を事業用に消費した場合は、事業消費となります。 【例：収穫した米を種モミとして使ったり、借りている土地代金を米や野菜で返した場合など】
雑収入	米精算金、農作業受託料、転作互助受取金、共済受取金、水稲共済無事戻し金、中山間地域等交付金などを記入します。
農産物の 棚卸高	期首（前年1月1日）及び期末（前年12月31日）現在の農作物の棚卸高を記入します。 収穫時の生産者販売価額により計算します。 ※米麦等の穀類以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸しを省略することができます。

一般的な経費（家事上の費用は必要経費になりません。）

科目	具体例
雇人費 （内訳の金額）	農作業等に従事した雇人の労賃及び賄費等 ※親族（同居している父母等）は除きます。
小作料・賃借料 （内訳の金額）	農地の賃借料、農機具の賃借料、農協共同施設等の使用料
減価償却費 （裏面の金額）	農業用の施設・機械・トラック等の償却費
貸倒金	売掛金などの貸倒損失の金額
利子割引料	農業用に借入れた負債の支払利子
租税公課	① 固定資産税 、不動産取得税、自動車税などの税金。 （注1） ②水利費、農業協同組合の公課、青色申告会の会費など （ 所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金は経費になりません。 ）

種苗費	種もみ、苗類、種いも、培土などの購入費用
素畜費	子牛、子豚、ひな等の取得費及び種付料
貸倒金	売掛金などの貸倒損失の金額
肥料費	肥料、たい肥の購入費用
飼料費	飼料の購入費用
農具費	使用可能期間が1年未満や10万円未満の農機具の購入費用
農業衛生費	農業の購入費用や共同防除費
諸材料費	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金、支柱、マルチなどの諸材料の費用
修繕費	農機具、農業用自動車、建物・施設などの修理に要した費用（車検代含む） ※資産の価値を上げる場合は減価償却費になります。
動力光熱費	農業に使用した電気料、水道料、ガス代、灯油や軽油、ガソリン代などの燃料費（注2）
作業用衣料費	農作業に必要な衣類、長靴、手袋等（注2）
農業共済掛金	水稲・果樹・家畜等の共済掛金、農業に関連する建物等の火災保険料、自動車の損害保険料 （満期返戻金のある長期損害保険は、積立保険料に相当する部分の金額は、必要経費になりません。）
荷造運賃 手数料	ダンボール代などの出荷の際の包装費用、農協及び市場に支払う運賃や出荷手数料 ※手数料を差し引いて収入金額を計上している場合は、再度経費にみることはできません。
土地改良費	土地改良事業の費用や客土費用 ※10a当り10,000円以上の賦課金の場合には、経費に算入できない部分があります。
各種負担金	加工用米とも補償に係る拠出金、米需給調整・需給拡大基金に係る拠出金、転作互助制度に係る拠出金及び集荷円滑化対策に係る拠出金など
雑費	上記以外の費用で農業経営上の必要な費用
農産物以外の 棚卸高	期首（1月1日）及び期末（12月31日）現在の未使用の肥料・農薬等の棚卸高を購入価額により計算して記入します。 ※毎年同程度の数量を翌年度へ繰り越す資材については棚卸しを省略することができます。
	⑰のうち、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける金額を記入して下さい。この場合、 売却証明書、所得計算の明細書 を申告書に添付して下さい。

専従者控除

生計を一にする親族のうちで、1年のうち6か月を超える期間を申告者の営む事業に専ら従事している人（15歳未満の人や配偶者控除、扶養控除を受ける人は除かれます。）があれば、その専従者1人につき、次の①と②の**いずれか少ない金額**を控除することができます。
①配偶者 860,000円、配偶者以外 500,000円
②（「専従者控除前の所得金額⑬」）÷（専従者数+1）

〈例〉専従者控除前の所得金額⑬……………2,250,000円

専従者……………配偶者、長男

2,250,000

3

= 750,000

配偶者 750,000円、長男 500,000円 計1,250,000円

注1 土地の地代、固定資産税、自動車税などのうち**農業に関連しない部分に対応する費用は必要経費になりません。**

※固定資産税については、その年の「**固定資産税（土地・家屋）課税明細書**」を持参して下さい。

（例）令和5年分の申告であれば、**令和5年度固定資産税（土地・家屋）課税明細書**が必要になります。

注2 水道料・電気料・衣料費等のうち**家事上の費用は必要経費になりません。**

経費にならないもの

【家事上の費用について】

- ①衣料費や食費などの家事上の費用
- ②農業用建物兼住宅について支払った賃借料、固定資産税、修繕費のうち住宅部分に対する費用
- ③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用
※家事関連費用のうちで、家事分と事業分との区分は使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分して計算します。

【生計を一にする親族に支払った雇人費、小作料・賃借料について】

生計を一にする配偶者やその他親族が納税者の経営する事業に従事している場合に支払う**雇人費**や、生計を一にするそれらの親族から土地・家屋を借りている場合に支払う**小作料・賃借料**などは必要経費に算入されません。

収支計算書の該当する箇所にそれぞれ記入して下さい。
なお特殊な経費がある場合には空欄となっている箇所に経費科目を設け記入して下さい。

減価償却費

事業用資産は、毎年使用することによって価値が減少していきますので、その減少した分を必要経費としたものが減価償却費です。使用可能期間が1年以上で取得価額が10万円以上の事業用資産を取得するために支払った費用は、金額そのままが必要経費になるのではなく、耐用年数表を基として計算した減価償却費だけが必要経費になります。使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については減価償却をしないで取得価額がそのまま必要経費になります。

取得価額が10万元以上20万円未満の減価償却資産については、通常の減価償却の計算とは別、取得価額の3分の1ずつの金額を3年間にわたって必要経費にする方法を選択することができます。

以上をまとめると次のとおりです。

- 取得価額10万円未満……取得価額を**単年で必要経費に算入**します。
- 取得価額10万元以上～20万円未満……**通常の減価償却(取得価額の3分の1ずつの金額を3年間にわたって必要経費にする方法)**を選択することができます。
- 取得価額20万円以上……耐用年数表を基として計算した**通常の減価償却**をします。

なお、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について償却可能限度額(取得価額の5%)及び残存価額を廃止し、備忘価額1円まで償却できるようになりました。また、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について償却可能限度額まで償却した後、翌年から5年間で備忘価額1円まで均等償却ができます。

●主な減価償却資産の耐用年数表 (この表にない種類のものは税務署又は市民税課におたずねください)

農林業用償却資産(部分)

種類	細目	耐用年数
農 業 用 設 備	トラクター(歩行型、乗用型)	7年
	耕うん整地用機具(プラウ、ロータリー、ハロー、代掻機、鎮圧機、均平機、うねたて機)	
	防除用機具(スピードスプレーヤー、散粉機、噴霧機、ミスト機、煙霧機、土壌消毒機)	
	穀類収穫調整用機具(自脱型コンバイン、刈取機、稲わら収集機、わら処理カッター、その他のもの)	
	飼料作物収穫調整用機具	
	果樹、野菜又は花き収穫調整用機具	

車輛・運搬具(部分)

構造・用途	細目	耐用年数
一般用のもの	自動車(2輪・3輪自動車除く。) ○小型車(排気量が0.66リットル以下のもの) ○貨物自動車(ダンプ式のものを除く)	4年 5

建 物(部分)

構造・用途	細目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	店舗用・住宅用のもの	22年
	倉庫用、作業場のもの	15
木骨モルタル造のもの	店舗用・住宅用のもの	20
	倉庫用、作業場のもの	14
れんが造・石造・ブロック造のもの	店舗用・住宅用のもの	38
	倉庫用、作業場のもの	34
簡 易 建 物	木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	10
	掘立造のもの及び板葺のもの	7

生 物(部分)

種類	細目	耐用年数
牛	繁殖用役肉用牛	6年
	繁殖用乳用牛	4
	種付用	4
	その他用	6
豚		3
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15

注3 その他の償却の基礎となる金額割合…A

(平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合)

牛	馬
小運搬用使役用……40%	小運搬使役用………20%
繁殖用の乳用牛……20%	繁殖用………20%
種付用の役肉用牛……20%	種付用………10%
種付用の乳用牛……10%	農業使用その他用……30%
農業使用その他用……50%	豚………30%
綿羊、やぎ………5%	果樹その他植物………5%
	↑上と始まりを揃える

※牛と馬について「取得価額×A%」の金額が10万円以上となる場合は、(取得価額-100,000円)となります。

◎減価償却資産の償却率表(部分)

※平成19年4月1日以後に取得した償却資産の場合法定額を、平成19年3月31日以前に取得した償却資産の場合法定額を参照して下さい

耐用年数	耐用年数		耐用年数		耐用年数		耐用年数	
	定額法	旧定額法	定額法	旧定額法	定額法	旧定額法	定額法	旧定額法
2	0.500	0.500	17	0.059	0.058	32	0.032	0.032
3	0.334	0.333	18	0.056	0.055	33	0.031	0.031
4	0.250	0.250	19	0.053	0.052	34	0.030	0.030
5	0.200	0.200	20	0.050	0.050	35	0.029	0.029
6	0.167	0.166	21	0.048	0.048	36	0.028	0.028
7	0.143	0.142	22	0.046	0.046	37	0.028	0.027
8	0.125	0.125	23	0.044	0.044	38	0.027	0.027
9	0.112	0.111	24	0.042	0.042	39	0.026	0.026
10	0.100	0.100	25	0.040	0.040	40	0.025	0.025
11	0.091	0.090	26	0.039	0.039	41	0.025	0.025
12	0.084	0.083	27	0.038	0.037	42	0.024	0.024
13	0.077	0.076	28	0.036	0.036	43	0.024	0.024
14	0.072	0.071	29	0.035	0.035	44	0.023	0.023
15	0.067	0.066	30	0.034	0.034	45	0.023	0.023
16	0.063	0.062	31	0.033	0.033	46	0.022	0.022

○中古資産の耐用年数

- 原則(合法的に見積もった耐用年数)
 - 簡便法
 - ①法定耐用年数の全部を経過した資産
法定耐用年数×20%=耐用年数
 - ②法定耐用年数の一部を経過した資産
法定耐用年数-(経過年数×80%)=耐用年数
- ※1年未満の端数は切り捨て、年数が2年未満のときは2年とする。

○減価償却費の記載例(令和5年分)

減価償却資産の名称等(繰越資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率	本年分の償却額	本年分の普通償却費(ホ×ハ×ニ)	特別償却費	本年分の償却費合計(ホ+ヘ)	事業専用割合	本年分の必要経費算入額(ト×チ)	未償却残高(期末残高)	摘要
トラクター	1台	年 月 30-7	2,500,000円	2,499,999円	定額	7年	0.143	12月 12	357,500円	—	357,500円	100%	357,500円	533,750円	
乗用田植機	1台	5-4	420,000	419,999	//	7	0.143	9月 12	45,045	—	45,045	100	45,045	374,955	
石造建物(農作業用)	33.0㎡	19-2	1,500,000	1,350,000	旧定額	34	0.030	12月 12	40,500	—	40,500	60	24,300	814,875	
軽トラック	1台	2-9	1,100,000	1,099,999	定額	4	0.250	12月 12	275,000	—	275,000	100	275,000	183,333	
一括償却資産	—	5-1	180,000	180,000	3年	—	1/3	1月 12	60,000	—	60,000	100	60,000	120,000	運搬車:18万円
計									778,045	—	778,045		761,845	2,026,913	

収支計算についてのお問い合わせは

北上市役所 財務部市民税課 賦課係

(直通) 0197-72-8209